相談支援事業所とは…

「自分らしく当たり前に暮らす」ことをお手伝いさせていただきます。 日々の当たり前の暮らしを実現するために、生活や仕事のことなど様々な不 安や悩みなどの相談に応じ、一緒に解決を目指していきます。

当たり前の生活が安心してできるよう、必要な福祉サービス利用に向けたお 手伝いをさせていただきます。

どんな相談ができますか?

- ●福祉サービスの利用について
- ●障がいや病気の理解について
- ●就労や日中の活動について
- ●住まいについて
- ●障がい児相談 等
 - ※その他なんでもご相談ください!

どんな人が相談できますか?

〇障がい児、障がい者または発達に心配のある児童やご家族が対象 となります。障害者手帳の有無は問いません。

相談に料金はかかりますか?

O相談は無料です。相談支援サービスに係る費用負担はありません。

どこで、いつ相談できるのですか?

〇最初のご相談は、相談支援事業所へお越しいただきますが、電話やご自宅、 最寄りの公共施設等でも相談可能です。日程や相談場所の希望に応じて対応 いたしますのでご相談ください。

<開所日> 月曜日~金曜日 ※年末年始・祝祭日は休みです

<開所時間> 9:00 ~ 17:00

ご相談の際は、事前に電話等でご確認いただけるとスムーズです。

相談支援利用の主な流れ

- ①相談受付
- ②面接⇒継続のご希望であれば、事業所と利用契約を結びます
- ③サービス利用計画(案)の作成
- ④支給決定⇒支給決定に必要な認定調査や区分認定があります
- ⑤サービス担当者会議の実施
- ⑥サービス利用計画の作成
- ⑦サービス利用開始とモニタリング(利用状況や生活環境の把握)

相談支援事業所を利用するメリット

- ◎悩み、将来のこと、生活目標など⇒一緒に考えてもらうことができます
- ◎手続きやサービスのことなど(分からないこと)⇒相談支援専門員から説明を受けることができます
- ◎希望する生活を送るために・・・ ⇒適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。

退院・地域生活に向けた支援について

○精神科に入院中の方に対して退院支援を行います

		地域移行支援
対	象	病院から退院するにあたり、支
		援を希望される方
内	容	・退院計画を一緒に立案
		・定期的な面談や外出同伴
		・福祉サービスの提供
		・関係機関との連絡調整 等
期	間	原則 6 ヵ月

○地域での生活を継続するために支援を行います

		地域定着支援	自立生活援助
対	象	生活に不安があり支援を希望	生活に不安があり支援を希望
		される方	される方
内	容	・常時の連絡体制を確保	・概ね週I回の自宅訪問
		・緊急時の対応等	・日常生活の支援
			・生活相談 等
期	間	原則丨年	原則丨年

- ※利用希望の際は、まずは電話か来所にてご相談ください
- ※自立生活援助については自己負担が発生する場合があります

相談支援センター鹿田

T700-0915



岡山市北区鹿田本町 3-16

(岡山県精神科医療センター内)

TEL 080-2944-8003





地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター

相談支援センター鹿田

特定相談支援 / 障害児相談支援 / 一般相談支援 / 自立生活援助